契約変更理由書

神戸市

工　事　名	離宮西町法面防災対策工事

契約変更後の工事概要

法面工　A=3,292m2　　撤去工　1式

設計変更の理由

① 「特記仕様書 28.モノレールの利用」に記載のとおり、当工事では、当初設計において倒木運搬のためのモノレール利用を想定していたところである。
準備工として除草作業の後、現地を精査した結果、倒木の幹周り、長さが大きいことが判明したことから、小割り（玉切）作業が必要となる。また当初想定よりも多くの倒木が点在していることが確認されたことから、モノレールまでの小運搬が必要となる。なおモノレールまでの小運搬については、傾斜地である場内の安全作業や隣接建物等への影響を鑑みると必要不可欠である。さらに、これらに伴い生木処分が増となる。

② 当該現場は建物（集合住宅）が非常に隣接しており、騒音等について影響を最小とすることが求められる。そのようななか、資機材等の搬入出口が限られているため、場内運搬として仮設工（指定仮設）としてモノレール運搬が計画されているところである。
このたび上記①のように、南北工区共に、多数の倒木の点在が確認されたこと等から、受発注者協議により、モノレール規格を 200kg 積から 500kg 積に変更することで、運搬作業の効率性を図り、場内運搬回数を減とすることで、隣接建物への騒音等への影響を最小とし、また加えて全体工程の短縮を図ることとした。

③ ノンフレーム工法研究会の設計施工マニュアルに基づき、鉄筋挿入工における適合性試験（極限引抜試験）を行う必要が生じた。

④ その他、現地実測結果に基づく施工数量の増減がある。

（公表様式第６号）